

最終更新日: 2015年6月12日

ネオス株式会社

代表取締役社長 池田昌史

問合せ先: 常務取締役経営管理部 長 中野隆司 03-5209-1590

証券コード: 3627

<http://www.neoscorp.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方といたしまして、「社会的企業としての自己を律する仕組み」であると認識しております。当社は、充実した組織体制を整備し、著しく変化する環境の変化に常に適応できる施策を実施することで、株主や従業員、取引先等のすべてのステークホルダーに対し、経営の適切性、健全性、透明性を最大限に発揮していく方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 昌史	1,877,800	22.02
株式会社NTTドコモ	1,020,000	11.96
シャープ株式会社	360,000	4.22
K D D I 株式会社	210,000	2.46
マケナフィールド株式会社	160,000	1.87
槇尾 茂樹	138,000	1.61
日本証券金融株式会社	66,200	0.77
内井 大輔	62,000	0.72
斉藤 千津子	59,500	0.69
小座間 隆	55,600	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は、各々が独立の立場で各監査を実施する一方で、原則として3ヶ月に1回の報告・協議の場を設けることにより連携を図っております。なお、当該報告・協議の場には内部監査責任者も参加しており、三様監査として効率的に機能しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤慶男	他の会社の出身者													
井上幸典	他の会社の出身者													
藤間義雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤慶男	○	――	コーポレートガバナンス強化のため、招聘しております。また、社外監査役として独立性を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれがある該当事項も存在しないため独立役員として指定しております。
井上幸典		――	コーポレートガバナンス強化のため、招聘しております。
藤間義雄		――	コーポレートガバナンス強化のため、招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項
――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
ストックオプション制度は業績向上に対する士気を高め、ひいては株価向上による株主との価値観の共有を図るために導入しているものです。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明
経営参画意識を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
平成27年2月期における役員報酬は以下のとおりであります。 取締役の年間報酬総額 117,666千円 監査役の年間報酬総額 10,260千円 1. 取締役に支払った報酬には、使用人兼務役員に対する使用人給与は含まれておりません。 2. 取締役の報酬額には、ストックオプション報酬額を含んでおり、当該金額は当事業年度における株式報酬費用額を計上しております。 3. 平成19年2月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額100,000千円以内、監査役の報酬限度額を月額10,000千円以内と決議いただいております。また、平成24年5月29日開催の第8回定時株主総会において、取締役の報酬限度額につき、別枠で、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、内部監査室が中心となり、適宜必要な資料や情報を提供しサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役会を構成する取締役の員数は5名であり、その任期としまして、毎事業年度の経営の適切性を確認する機会を設けるため選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでと定款に定めております。取締役会は経営の重要な意思決定機関として毎月1回の定期開催の他、迅速な経営判断のために必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。議事の進行は、特段の理由が無い限り取締役及び監査役の全員の参加をもって実施しております。また、業務執行における意思決定の迅速化を図ると共に、経営環境の変化に的確かつ敏速な対応を行う体制を構築するため、平成20年6月1日より執行役員制度を導入しております。

2. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム基本方針」を決議し、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によって社内各人の組織的位置付けやなすべき業務、職務上執行できる権限を明確にするとともに、受発注や稟議等の手続きを明確に定めることで適切な権限委譲と組織内の牽制効果を発揮し、健全な経営体制を図っております。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程を設け、業務分掌規程、職務権限規程に従って各部署の分掌範囲を各所属長が責任をもって実行する体制を整えております。これに加え、当社は、当社及びグループ会社全体のリスクを総合的に管理し、対応方針を協議、決定する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会の構成メンバーは、当社及びグループ会社の役員を含んでおり、原則として年2回の定時開催及び必要に応じて随時開催し、認識されたリスクについて、事実の調査、リスクの評価、対応策と再発防止策の決定、調査報告書の作成等を行うとともに、重要な事項は取締役会及び監査役会に報告することとしております。

4. 取締役及び監査役の責任免除

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じて得た額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったことを条件としております。

5. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査の運用は、内部監査室長を内部監査責任者として実施しております。また、内部監査室に対する内部監査は内部監査室以外の社員が実施しており、相互に牽制する体制を採っております。内部監査は代表取締役社長の定める内部監査方針に基づいて、内部監査責任者が年間の内部監査計画を策定し、これに基づき、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」において述べました内部統制システムの運用状況、その他業務の適切性を監査し、代表取締役社長に結果と改善事項を報告すること、また、改善の成果をレビューすることで、内部統制システムの有効性を確保しております。

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されております。監査役3名は定期的に監査役会を開催し、監査役相互が連携することで効果的な監査を実施しております。監査役は取締役会への出席と意見陳述権によって、取締役の重要な業務執行に対する適法性、妥当性を確保するほか、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。なお、監査役3名ともに会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

また、内部監査責任者および監査役ならびに監査法人は、各々が独立の立場で各監査を実施する一方で、原則として3ヶ月に1回の報告・協議の場を設けることにより連携を図っており、三様監査として効率的に機能しております。

6. 会計監査の状況

当社は、第11期に関し、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査を受けております。

第11期において、業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。なお、監査年数が7年以内であるため、継続監査年数の記載は省略しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 原 勝彦
指定有限責任社員 業務執行社員 由良 知久
- ・会計監査業務にかかる補助者の構成
公認会計士10名 その他7名

7. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外監査役は3名であります。社外監査役である井上幸典は、当社の株式1,000株を有しております。これ以外に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係は有しておりません。また、社外監査役加藤慶男及び藤間義雄との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおける外部から客観的、中立的立場から経営監視機能の強化を目的に社外監査役を選任しております。なお、当社は、社外監査役のうち、1名を一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として選任しております。また、社外監査役3名は、随時、内部監査室長、内部統制部門と情報交換を行って助言を与えるなどしており、会計監査人からは監査計画及び監査結果について説明を受け、意見交換を行うなどの相互連携をしております。企業経営に関する専門的知識や経験、財務及び会計に関して相当程度知見を有する者もあり、独立した立場から取締役の職務執行を監視するとともに、助言や情報提供を行っております。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えておりますので現状の体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外役員を任用するとともに、取締役による相互監視及び監査役による監査により、経営の監視・監督機能の確保が行えるものと考え、取締役・監査役制度を導入しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、従前より他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定してまいりましたが、今後ともこの方針を堅持する計画であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は個人株主も多いことから、個人投資家向け説明会を行ったり、株主総会の場においては、個人株主の質疑の時間を時間の許す限り行う等の施策を行っております。また、株主総会当日に来場されない株主については、信託銀行と連携を密に取ることで、議決権行使の円滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR専用のページを作り、決算情報・適時開示資料・有価証券報告書などを開示してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部内にIR担当者を配置し、代表取締役や情報開示責任者と連携を密にとりながら、より良いIR活動を進めてまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対し、迅速・正確・公平・継続を基本に金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める規則を遵守し、情報提供に努めます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループでは、取締役が法令及び定款に適合して職務を執行するために、コンプライアンスの推進をグループ会社の役員で構成した「リスク・コンプライアンス委員会」でのテーマとして設け、随時外部の専門家等を招聘して意見を取り入れ、法令順守に関する高い意識を持って事業を遂行する。
法令及び定款などの社会的規範と同様に社内規程の充実を掲げ、事業内容や組織範囲に応じて常に最適な運用に向けた改善をしていくことで、取締役の職務の執行を幅広く捉え、経営全般を適切に実行する。
法令及び定款と同様に「CSR(企業の社会的責任)」を重視し、自然環境、地域社会との関わりも意識したうえで、企業として取るべき意思決定を取締役会で決定することで、模範的企業としての経営を実践する。
社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度を持って対応に臨み、健全な企業経営に努める。そのため、反社会的勢力への対応や方針を社内的に整備し、警察や法律専門家等の社外機関との連携を図る。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む)として「文書管理規程」に基づき、文書管理責任者を中心として適切に管理・保存する。「当社グループの取締役の職務の執行に係る情報」は、例えば以下のようなものとする。
・株主総会及び取締役会議事録、その他社内主要会議や委員会議事録、またこれらに使用する資料、議事の経過記録
・契約書や稟議書の他、社内で使用する主要な決裁・申請書類
内部監査部署は、文書(電磁的記録を含む)の保管状況を、常に内部監査の監査項目として監査し、前述の「取締役の職務の執行に係る情報」の取扱状況については特に入念な監査を実行する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
システム依存度の高い当社グループの事業においては、特に損失の危険管理のために「リスク管理規程」を効果的に運用し、リスクの軽減に努める。また、他に想定されうる災害(地震、火災、事故)等による損失の危険に対応するための体制を整備する。
事業経営に関連して生じうる損失の危険、例えば主要な取引契約や法的措置に関連して生ずる損失については、「リスク・コンプライアンス委員会」において議題として設け、必要に応じて損失の危険に繋がる要素を回避する方策を決定する場とする。
反社会的勢力との関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「反社会的勢力排除規程」及び「対応要領」の適切な運用をもって回避する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役の職務の執行にとって重要な要素である「迅速な意思決定」を第一に掲げ、毎月一回開催する定時の取締役会その他、臨時の取締役会を柔軟に開催し、役員間の緊密な連携を図り、社内規程等の随時の見直しによって業務の分掌及び適切な権限の委譲を行うことで、経営の効率性を高める。
また、定時の「リスク・コンプライアンス委員会」、「業績検討会議」等の各種会議体が社内規程をもって適切に定められ、これによりすべてのメンバーの考えや意見を収集できる体制とし、従前の社風や文化、既存する慣行や価値観にとらわれない新たな発想を採用する機会を設けることで、組織の硬直を防ぎ、効率的経営を実行する。
5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部監査を有効に機能し、当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、法令違反や定款違反につながる要素を根絶する。
法令順守の意識をすべての使用人に浸透させるべく、内部監査部署主導でコンプライアンスの教育や理解の深耕に努め、また、使用人が反社会勢力との関与を行わないよう企業倫理の意識を高める。使用人の不正等、法令及び定款に違反する行為やこれに準ずる行為を発見した場合、直ちに内部監査部署に通報することを使用人に徹底する。
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
「グループ会社管理規程」に基づき、当社内にグループ会社の管理部署を定め、グループ会社の経営内容の把握、内部統制体制の整備等を行うとともに、グループ会社に対し定期的に内部監査を行うことで、グループ会社における業務の適正を確保する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査役を補助すべき使用人として、監査役の求めに応じて監査補助者をその都度設置することができるものとする。補助者は監査役の協議により指名する者とし、原則として被指名者はこれを拒むことはできず、また取締役や他の使用人も指名を妨げることはできない。ただし、主要な業務に差し支えがあるなど、特段の事情がある旨の申し出がある場合、監査役の協議により補助者を変更することができる。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助者については、監査役との協議で指名を行うことができ、取締役もこれを妨げることはできないこととして、取締役からの独立性を確保する。また、必要に応じて随時指名することができ、人数にも制限を設けない。
監査役は、指名した補助者が、取締役からの独立性を確保できないと判断した場合、監査役の協議によって直ちに補助者を変更できる。また、補助者が実行した監査補助業務の個々の結果については匿名とし、監査結果については全面的に監査役が責任を負うことで、補助者の責任負担を軽減し、その他従業員たる立場での職務執行に差し支えが生じないように配慮する。原則として取締役の求めがあっても補助した者の氏名は開示しない。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会に限らず、会社経営上行われる重要な会議に適宜出席し、取締役及び使用人が監査役へ報告できる機会を設けるものとする。
10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員に周知徹底する。
11. 監査役は、監査役がその職務の執行について、当社グループに対し、会社法第388条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役から独立した立場で意見形成を行うために、外部の法律事務所及びコンサルティング会社からの専門機関のアドバイザー等を活用し、効果的な監査を実行する。監査役は常に複数名とし、相互の意見交換の機会として監査会を原則として月一回設ける。また、内部監査部署、会計監査人（監査法人または公認会計士）と三者間のミーティングを原則として3ヶ月に一回実施して、効率的監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「反社会的勢力排除規程」及び「対応要領」の適切な運用をもって回避する。

当社の掲げる反社会的勢力対応の基本方針は以下とする。

- (1) 不当要求に対しては組織的に対応する。「暴力には絶対に応じない」という基本方針を堅持し、応対者を孤立させず組織全体で毅然とした対応をとる。
- (2) 法律や社会のルールに従い対応する。
- (3) 冷静にして根気強く対応する。相手の挑発にのることなく、冷静に根気強く対応し、必要以上のことについて言及しない。

排除の基本的体制は次のとおりとする。

(1) 全社的な排除体制として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備・教育を検討・実施する。また、発生した不当要求への対応策につき、その報告と必要に応じた協議を行なう。

(2) リスク・コンプライアンス委員会の組織

- ・委員会は委員長、副委員長、及び委員で組織し事務局を経営管理部に置く。
- ・委員長は代表取締役社長とする。
- ・副委員長は経営管理部長とする。
- ・委員は委員長が各部門から一名以上を指名し、必要に応じて委員を変更する。
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
